

ふ字第2391号
令和4年3月4日

保護者 各位

ふじみ野市長 高 畑 博
(公 印 省 略)

令和4年度ふじみ野市立放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染拡大防止のための特例措置について（通知）

日頃より、本市の児童福祉行政に格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、放課後児童クラブの月を跨ぐ連続した休室の件については、当面の間、認めることと通知いたしました。新型コロナウイルス感染状況につきましては、本市においても本年1月から今までにないスピードで新規陽性者が拡大し、感染力が強い「オミクロン株」へ置き換わったことにより、医療機関のひっ迫状況が続いております。

つきましては、令和4年度におきましても、現在の状況に鑑み、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、下記のとおり対応することといたしますので、引き続き御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 休室の取扱いについて

令和4年4月以降の休室に関する取扱いについては、新型コロナウイルスの感染拡大防止による理由に限り、当面の間、連続した休室を認めることとします。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止を理由とした場合に限り、今まで休室の単位をひと月としておりましたが、新たな特例措置として、半月毎の休室を認めることとします。休室する場合は、裏面のとおり、決まった日にちまでに毎月休室届を各放課後児童クラブへ御提出くださるようお願いいたします。休室届が提出された場合は、ひと月分もしくは半月分の保育料はかかりません。

2 協力保育について

在宅勤務等により、御家庭において保育が可能な保護者の皆様につきましては、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止のため、放課後児童クラブへの登室を控え、可能な限り協力保育に御協力いただきますようお願いいたします。

3 児童の登室について

児童が体調不良（発熱や呼吸器症状、倦怠感など、普段の体調と異なる状態）の場合は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、お預かりすることはできませんので御了承ください。また、御家族様が濃厚接触者となった場合をはじめ、体調不良等によりPCR検査を受ける場合など感染の可能性のある場合についても、児童をお預かりすることはできませんので併せまして、御理解いただきますようお願いいたします。

担当 子育て支援課子育て支援係
電話 049-262-9033（直通）

令和4年度ふじみ野市立放課後児童クラブにおける
新型コロナウイルス感染拡大防止のための特例措置

1 連続した休室

昨年度に続き、当面の間、新型コロナウイルス感染拡大防止を理由とした場合に限り、連続した休室を可能とします。

2 休室単位の変更（ひと月のみ ⇒ ひと月及び半月）

令和4年4月分から、当面の間、新型コロナウイルス感染拡大防止を理由とした場合に限り、新たに半月毎の休室を可能とします。

(1) 休室の単位

① ひと月

翌月のひと月を休室する場合

② 月の前半（1日から15日まで）【新】

翌月の前半のみ休室する場合

③ 月の後半（16日から月末まで）【新】

翌月の後半のみ休室する場合

(2) 単位毎の申請方法

① ひと月の場合

休室する前月の20日までに休室届を提出

② 月の前半（1日から15日まで）【新】

休室する前月の20日までに休室届を提出

③ 月の後半（16日から月末まで）【新】

休室する当月の5日までに休室届を提出

(3) 申請した場合の保育料の取り扱い

① ひと月の場合

翌月の保育料を全額減免

② 月の前半（1日から15日まで）【新】

翌月の保育料を半額減免

③ 月の後半（16日から月末まで）【新】

当月の保育料を半額減免

〔例〕 令和4年4月を休室する場合

令和4年3月		令和4年4月			
	20日	1日	5日	15日	16日 月末
ひと月分	申請	ひと月分の保育料を減免			
月の前半分 (1日から15日まで)	申請	保育料を半額減免			
月の後半分 (16日から月末まで)		申請	保育料を半額減免		